



HAL
open science

:

Kaoru Aoyama, H el ene Le Bail

► **To cite this version:**

| Kaoru Aoyama, H el ene Le Bail. : . Japanese Sociological Review, 2024, 74
| (3), pp.451-468. hal-04457088

HAL Id: hal-04457088

<https://sciencespo.hal.science/hal-04457088>

Submitted on 14 Feb 2024

HAL is a multi-disciplinary open access archive for the deposit and dissemination of scientific research documents, whether they are published or not. The documents may come from teaching and research institutions in France or abroad, or from public or private research centers.

L'archive ouverte pluridisciplinaire **HAL**, est destin ee au d ep ot et  a la diffusion de documents scientifiques de niveau recherche, publi es ou non,  emanant des  tablissements d'enseignement et de recherche fran ais ou  trangers, des laboratoires publics ou priv es.



Distributed under a Creative Commons Attribution - NonCommercial - NoDerivatives 4.0 International License

安全な移住セックスワークを可能にする条件

—聞き取りとネットワークの解釈から—

青山 薫*
エレン・ルバイ**

国境を越える移住を伴う性取引は、性サービスの提供者が自発的に行う労働（セックスワーク）なのか、脆弱な立場の当事者を奴隷のように支配する人身取引なのか——本稿はこのような二分法的議論を批判し、移住性取引を、状況によってセックスワークにも人身取引にもなりうる「連続体」と理解し、人身取引を避け安全なセックスワークを可能にする条件は何かを探究する。そのために本稿は、フランスと日本で行った参与観察および聞き取り調査に基づいて、当事者を中心としたソシオグラムを描き、これらを根拠に、彼女たちのネットワークとそこに埋め込まれた社会資源について具体的に考察する。

明らかになるのは次の4点である。①移住性取引は多様で、受け入れ国の法や社会状況によって当事者を取り巻く条件は著しく異なる。②一受け入れ国内でも、とくに出身国とエスニシティおよび在留資格によって著しく異なる。③ネットワークが複数の回路をもっているか否かが当事者の脆弱性を左右する。④だが、人身取引禁止議定書の定義に当てはまる人身取引の例は少ない。ここから本稿は、より安全な移住性取引を可能にする条件を明らかにし、人身取引対策をふくむ国家の規制が当事者の安全を保障していないことを指摘する。そして、当事者が危険を回避し安全を確保するための手立てを提案する。

キーワード：移住セックスワーク、人身取引、社会的ネットワーク

1 序論——国境を越えるセックスワークと人身取引の転換点を探る

国境を越える性取引は、性サービスの提供者が自発的に移住して行う性労働（以下 S W ）か、脆弱な立場の移民・移住者を奴隷のように支配する人身取引か¹⁾。このような議論は、ヨーロッパでもアジアでも、~~一~~少なくとも 19 世紀半ばから続いてきた。だがこの現象が著しく広がったのは、グローバル化によって情報と金と人の自由な移動が一定の水準に達し、同時に格差が拡大した 1980 年代後半からであ

* 神戸大学 kaoru@tiger.kobe-u.ac.jp

** フランス国立科学研究所／パリ政治学院／同志社大学 helene.lebail@sciencespo.fr

る。以降、この現象に関する新たな視点や視座も生まれ、学術的議論の焦点は、それがSWか人身取引かを断ずる二分法から、両者は当事者のおかれた状況によって重なったり近づいたり遠ざかったりする「連続体」だという理解に移ってきた(Kempadoo et al. eds. 2005; 青山 2007)。他方、2010年代までに人身取引禁止に向けた国際的な言説と政策が展開されるようになると、国境を越える性取引に関する研究の多くは、人身取引の摘発と加害者処罰および被害者救済をめざすようになった。そして、「連続体」を意識した議論はいったん後景に退いた(Mai 2012; Dozema 2010)。

しかし、筆者らはこれまでの研究で、移住者による国境を越える性取引は、それが結果としてセックスワーク(以下SW)になろうと人身取引になろうと、グローバル化がもたらした格差から逃れようとする当事者の行為の一つであると論じてきた(Le Bail and Lieber 2021; Le Bail et al. 2018; Aoyama 2009; 青山 2018)。そして、移住性取引をする人が人身取引の対象にされ奴隷状態に陥ることを防ぐには、どのような条件が彼女たちを社会的に弱い立場に追いやり、これを防いだりしてきたのかを探究すべきと考えてきた。

この議論を実践に移す本稿は、筆者らがフィールドにしてきたフランスと日本における移住性取引当事者を中心とした関係のネットワークに注目し、そこに埋め込まれている社会資源と上記の諸条件の関係を明らかにする。そして、当事者が危機を避け安全を確保するための手立てを提示するものである²⁾。

2 調査の方法

本稿に至る調査は主に二つの方法を用いた。第一は、移住性取引において自らの性的サービスを提供し金品を得ている人々への半構造化インタビュー(聞き取り)である。質問の骨子は仏日共通で、移住する前後と性取引に入る前後の経緯と人間関係をめぐって、強制や暴力や搾取などの問題、自らの必要や意図や目標、他者からの支援について中心に訊き、これらに沿ってできる範囲でライフストーリーを語ってもらう。結果として、フランスでは2021年3月から2022年3月の間に24件、日本では2022年2月から2023年2月の間に8件の聞き取りデータを得ることができた。日本で件数が少なかった理由については後述する。また、聞き取りの前後には、この人たちが働く場で参与観察を行った。

第二の方法は、Rizza K. Cases が移住研究のために発展させたソシオグラム法である(Cases 2019)。各聞き取りの際の質問と答え他のやりとり即してソシオグラム(後出の図1, 2, 3, 4参照)を描き、その人を中心とした人間関係(エゴセントリックネットワーク)を視覚化するのである。以下、本稿ではこの第二の方法の帰結を中心に議論を進める。

本研究におけるソシオグラムは、EGO(移住性取引において性行為を提供する当事者)を中心とした複数の同心円からなり、EGOと各円との距離は関係の重要

性を、各直線がEGOの認識に基づいた他者との、あるいは他者間のつながりを示す。他者は○が個人(性別が明らかな場合は性別も)および集団を、□が公的機関を、△がNGO/NPOなど市民団体をそれぞれ表す。線の色は関係の種類(黒は性取引関係、灰色は性取引以外の関係)を、線種は関係の質(実線は物質的關係、破線は非物質的關係、波線はいずれにしても負の関係をそれぞれ示している。当事者が危険を避けるための条件を見出す本稿の目的に照らして、負の関係に注目する波線をとくに加えた。

このようなソシオグラムを用いた理由はいくつかある。第一に、脆弱な立場にある聞き取り相手が、調査者と一緒に「絵を描く」ことによって自分の経験を対象化し、文字通り客観視し、これを語る心理的負担もより軽くすること(Cases 2019)。第二に、多様な属性をもつ相手に聞き取りをする際の「言語の壁」を低くし、誤解の可能性を減らすこと。第三に、第一言語が異なる複数の研究者が共同で行う質的調査の「言葉の壁」も低くすることである。とくにデータの解釈の段階で、翻訳の過程で内容が損なわれるリスクを減らすことは重要だ。まとめると、ソシオグラムは、聞き取りをする側とされる側の双方が、聞き取りされる側にとって重要な関係を再帰的にとらえ、確認し、その中にある問題に対処するためにとくに役立つのである(Tubaro et al. 2016; Ryan et al. 2014)。また、ソシオグラムを描く過程や解釈の過程で、その図に表れない、当事者が重要と認識していなかった関係が把握でき、聞き取りが補強されることもめずらしくない。

以上をもって、本稿は、当事者を取り巻くネットワークがさまざまな条件によって変化し社会資源へのアクセスを左右すること、したがって、移住性取引はSWか奴隷制かの二分法では説明できないことを具体的に明らかにする。そして、奴隷制に至る条件とこれを避ける条件を特定する。

3 調査の背景

3.1 フランス

まず、本稿に寄与した調査の背景を記述しておこう。

フランスでは「売春システムの取り締まりを強化し売春者を支援する」法律³⁾が2016年に成立した。以降、売春をするセックスワーカー(以下ワーカー)は非犯罪化され、客が罰則の対象となった(Gaudy and Le Bail 2020)。関係した第三者は1946年から罰則の対象で、売春から報酬を得ることと、報酬がなくても、売春に対して支援や協力、サービスを提供することが禁止されている。言い換えれば、斡旋も、仲介も、管理も、共同事業も違法なのである。2016年法の目的の一つは人身取引対策を強化することだった。しかし、客と第三者を処罰する法律はワーカーにも人身取引の被害者にも悪影響をおよぼした。たとえば、客を匿うために人目を避けて仕事をするようになるなど、ワーカーは以前より孤立し、暴力にさらされやすくなったという(Le Bail et al. 2018)。

そこで、調査対象者との交渉には、地域保健に取り組んできた関係で性取引をする移住者とすでに緊密な関係があった四つの市民団体の協力を得た。パリ市内で活動する世界の医療団と ARCAT、ナント市の Paloma、トゥールーズ市の Grisélidis である。聞き取りは、各団体が主な支援対象とする集団に対して行った。順に、中国出身女性、南米（とくにブラジル）出身非トランスジェンダーおよびトランスジェンダー男女、東欧（とくにルーマニア）出身女性、サハラ以南アフリカ（とくにナイジェリア）出身女性である。聞き手の Le Bail とアシスタントは、ワーカークommunity の信頼を得るため、ヘルスメディエーターかピアワーカーの資格⁴⁾を有する NGO/NPO 等スタッフと協働することにした。相手が希望の言語で話せるよう、聞き取りには中国語、英語、ルーマニア語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語を使用した。聞き取り相手は、出身国・エスニシティとジェンダー以外の属性も多様で、年齢は 20 代から 60 代、業態は街頭、アパート、マッサージ店、場所を選ばないコンパニオンなどであった。

3.2 日 本

日本では聞き取り相手候補と接触するため、まず調査の下調べを兼ねたアウトリーチ活動⁵⁾を行う必要があった。場所は、青山かアシスタントの二人のいずれかが以前にワーカーに対する調査をしたことがある、大阪十三、神戸湊川、横浜黄金町、東京歌舞伎町・新大久保を選んだ。結果、移住性取引をしている 26 人と日本語、英語またはタイ語で 1 人につき 1 から 2 時間半ほどの会話をし、8 人の聞き取りを記録してデータを取得した。フランスの記録件数を大幅に下回ったのは、対象者と持続的な関係をつくれなかったためで、主な理由は、後述する通り、移住ワーカーや人身取引被害者が参画するような組織的・継続的な社会運動の歴史と研究協力が日本にはないことである。また、多くの当事者が短期在留資格で来日し、有効期限（15 日、30 日または 3 カ月）が切れないうちに帰国し、連絡が途絶えてしまうという事情もあった。

日本では、売春防止法が売春を「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と定義し、これを禁止し、公の場での勧誘や場所貸しを犯罪化すると同時に、風俗営業法がその他の性的サービス事業を規制・合法化している。しかし、出入国管理及び難民認定法は、定住者・永住者でない移住者の性風俗営業をおしなべて資格外就労とし犯罪化している。とくに 2004 年の人身取引禁止行動計画以降、事業所が移住ワーカーを使用することに対する取り締まりが厳しくなっている（Aoyama 2015）。

そこで筆者らは、聞き取りの対象をストリートワーカーに絞ることにした。街頭に立って自ら客と取引する彼女たちは、売防法と入管法違反で摘発される可能性が高い反面、風営法の規制対象店舗に所属して働く物理的・心理的制限がなく、部外者と接触することが比較的容易である。その中で、新型コロナウイルス感染症対策としての入国者隔離措置が 2022 年 9 月に大幅に緩和され、街頭に客とワーカーが

目に見えて戻ってきていた 2023 年の新宿では、5 人の聞き取りを記録することができた。この場所のストリートワーカーの顕著な特徴は国籍やエスニシティが多様であることで、多くは出身地を二つ挙げた。彼女たちは後述する「複合エスニシティ」によって集団をつくり、協力して仕事をしていた。

4 調査の結果

前述の通り、本稿の中心はソシオグラムの解釈だが、それはつねに聞き取りと参与観察による知見を合わせた解釈であることを強調したい。この結果、フランスと日本の双方において、次の 5 項目が移住性取引当事者のネットワークを規定するとくに重要な関係あるいは事象として明らかになった。1) NGO/NPO など市民団体との関係、2) 警察との関係、3) 第三者との関係、4) エスニックコミュニティ・セックスワークコミュニティとの関係、5) 在留資格、である。以下では、仏日二つずつのソシオグラムを選び、これらを軸に各項目の重要性について説明する。

ソシオグラム (Sg) 1 (図 1) は、2007 年に中国からフランスに移住した女性のネットワークを示している。この人は現在 60 歳だが、40 代だった移住当初から現在まで SW を続けている。Sg 2 (図 2) は、2015 年当時 22 歳でナイジェリアからフランスに移住した女性のネットワークを示している。後述の通り、この人は人身取引被害者と思われるが同時に SW を行っている。

Sg 3 (図 3) は、「シンガポール人とラオス人のハーフ」で中華系の女性 (37 歳) のネットワークを示している。彼女は十数年前に技能実習生として来日し、日本人男性と結婚して娘を出産した後に離婚した。SW 歴は「数年間」である。Sg 4 (図 4) は、日本語学校に通うトランスジェンダー女性 (24 歳) のネットワークを示している。モンゴル出身だが父親は韓国人、来日は 4 カ月前で SW 歴も同じ長さである。

4.1 市民団体との関係

4.1.1 フランス

フランスでは移住ワーカーや人身取引の被害者を支援する NGO/NPO 等市民団体が広範なネットワークを形成している。パリを例にとると、およそ 10 の市民団体がワーカーに対して異なる言語で支援活動を行っている。こうした団体の多くは、対象者に性感染症 (STD) 予防プログラムへの参加を促す活動に取り組んでいる (ルバイ 2015)。そのため、人身取引の被害者であっても STD 予防プログラムに参加できることが多い。ただし、筆者らが聞き取りをしたナイジェリア出身者は、加害者の強制から逃れた後でようやく保健医療活動を行う NGO と接触できた。STD 予防は、多くの場合、移住性取引に関連するアウトリーチ活動の主軸になっており、危害軽減とコミュニティアプローチ⁶⁾を併せた倫理的アプローチと、意思疎通に用いる言語を重要視している。好例は世界の医師団である。この NGO は、医師、通

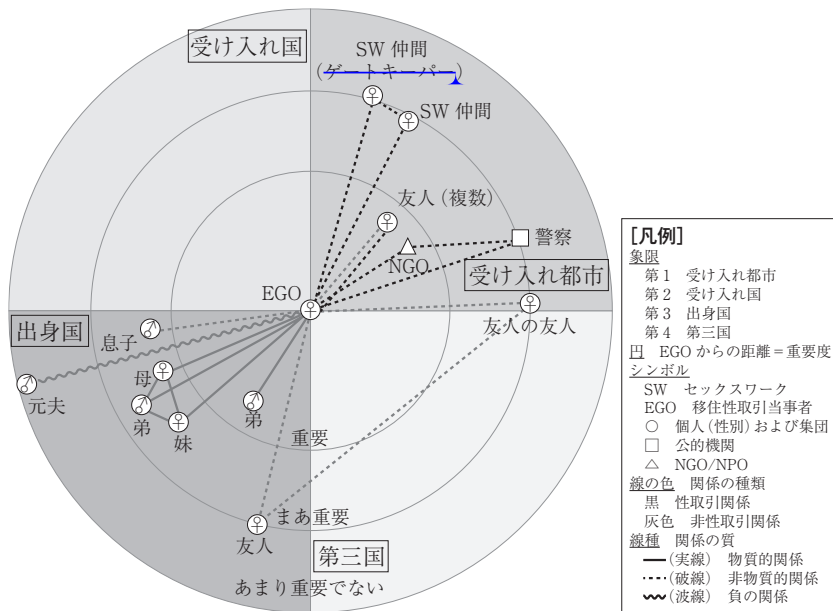


図1 中国出身女性のネットワーク (在仏・60歳) (ルバイ作成)

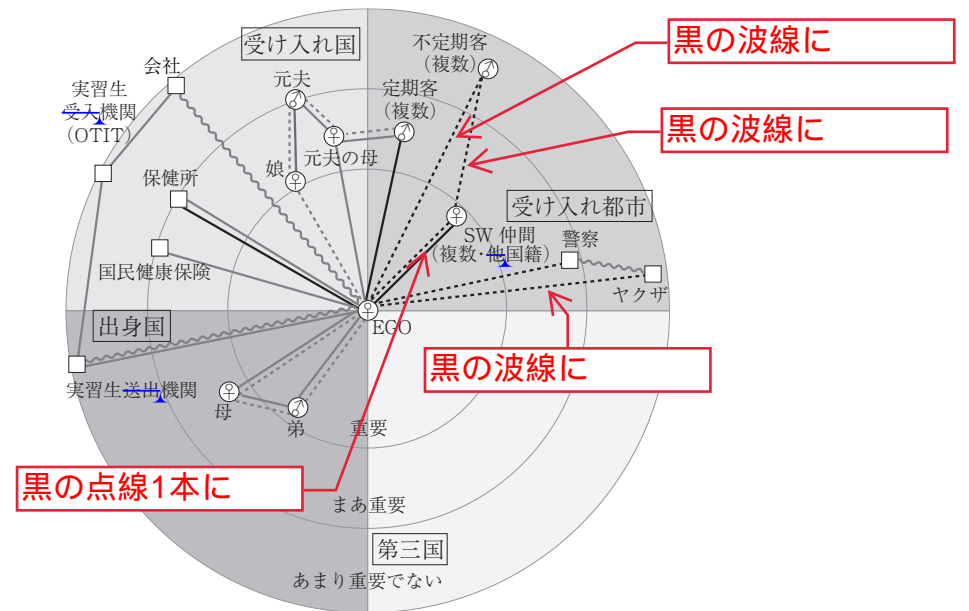


図3 「シンガポール人とラオス人のハーフ」で中華系の女性のネットワーク (在日・37歳) (青山作成)

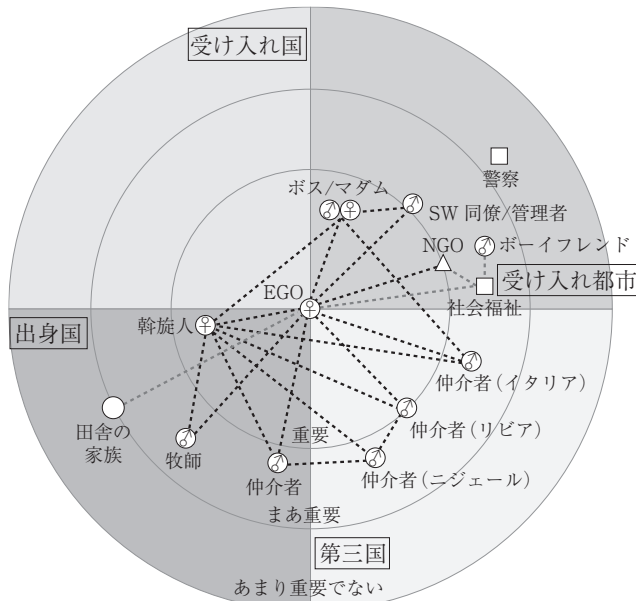


図2 ナイジェリア出身女性のネットワーク (在仏・39歳) (ルバイ作成)

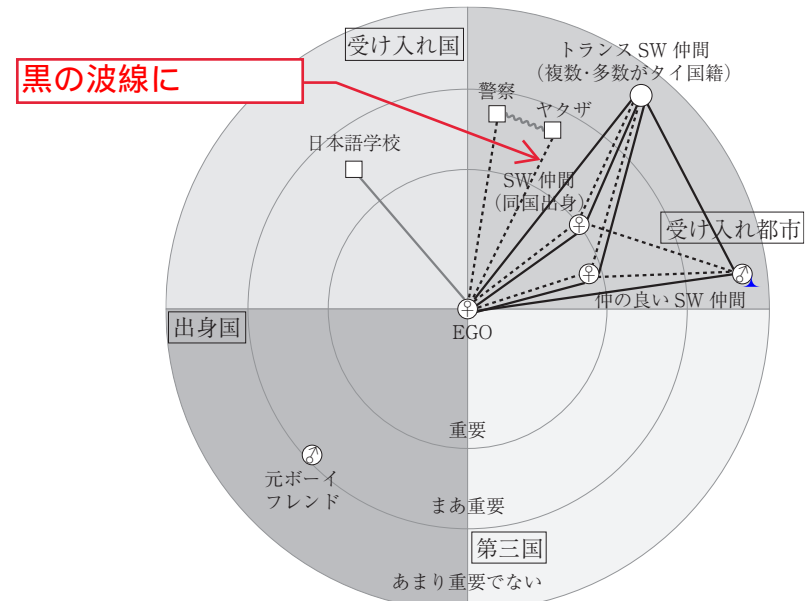


図4 モンゴル出身で父が韓国人のトランスジェンダー女性のネットワーク (在日・24歳) (青山作成)

訳、ピアワーカーと協力し、中国出身ワーカー対象のプログラムを開発した。市民団体との関係は、移住ワーカーが人身取引から逃れるために、あるいはより良い条件で働き、労働者としての権利を手にするために重要と思われる。

Sg 1 と 2 は NGO/NPO 等の重要性を示している。2 のナイジェリア女性の場合、搾取的ネットワークの妨害で NGO/NPO にはたどり着けず、人身取引から自力で逃れてようやく SW 当事者 NGO と接触できた。彼女は自分を売買した者を告発したくないため人身取引被害者保護の申請ができず、この NGO が、在留資格、住居、乳幼児支援が得られるよう支えている。1 の中国女性の場合は、SW を始めてまもなく NGO と接触できた。中国出身のワーカーなら誰もが知っている当事者団体 Roses d'Acier である (ルバイ 2015; Roses d'Acier 2016)。彼女は客から暴力を受けたとき、すぐに Roses d'Acier に連絡し、この団体が介入して加害者が警察に逮捕された。中国出身のワーカーは比較的自立して仕事をしており、NGO/NPO 等が接触しやすい。彼女らにとって市民団体は日常的に利用する社会資源なのである。

4.1.2 日 本

Sg 3 と 4 もそうだが、日本の調査では市民団体とつながりがある人は皆無だった。フランスとは対照的に、日本の NGO/NPO 等は移住性取引に実践的・継続的な介入をしてきていない。ワーカー当事者・支援者団体の SWASH が、~~移住~~ワーカーへの介入も試みているが、資源と社会一般の理解不足から継続的なものになっていない。SW に対するスティグマが強く、移住ワーカーは入管法違反の場合が多いことが大きな理由である (Aoyama 2010)。

危害軽減とコミュニティベースの介入は、フランスに限らず世界各地の人権活動・研究によって、ワーカーの健康、安全、自尊心を高める倫理的かつ効果的な共通戦略とされている。しかし日本では、いずれも移民をふくむワーカー全体に対してはなされていない。

人身取引被害者の支援をめざす NGO/NPO はいくつかある。移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連)、京都 YWCA 多言語電話相談 (APT)、ぱぶす (PAPS)、日本キリスト教婦人矯風会 (暴力を受けた女性のための緊急一時保護施設 HELP を長年運営) などである。とはいえ、これらの活動に移住ワーカーへのアウトリーチはふくまれていない。また、京都 YWCA APT と移住連以外の団体は、性取引は奴隷制に準ずるものであり廃止すべきとしている。理由はどうあれ性取引を辞めるつもりのない人が、これらの団体に自ら支援を求めることは難しかった。逆に、自らが人身取引されたかもしれないと思っている人は、ワーカー当事者・支援者団体である SWASH には接触できなかった。それは、人身取引の被害を訴え出たくなったとき、入管法によって被害者とみなされれば在留特別許可が出る可能性が高いが、自発的ワーカーとみなされればその可能性がなくなるからである。

4.2 警察との関係

4.2.1 フランス

警察との関係は両義的である。一方では、前述の法改正で客と仲介者などの第三者が処罰されるだけでなく、自治体の条例で公共空間における SW が制限されるようになったため、また、多くの移住ワーカーは非正規滞在者であるため、警察から隠れようとする人が多い。他方、警察がワーカーに搾取や暴力に対抗する権利について伝えようとする地域では、ワーカーは警察とより良い関係をつくり、協力することもある。とはいえ、このアプローチはフランス各県で広く採用されているわけではない。ワーカーは警察によるサービスに違いがあることを知っているともいえる。ただし、警察の役割を理解するにはフランス語をある程度話せなければならず、それは新参の移住ワーカーにとって容易なことではない。さらに、ナイジェリア出身の女性たちは女性斡旋人の管理下にあることが多く、しばしば騙され、送還されなくなかったら警察と言葉を交わしてはならないといわれている。警察との関係は個々のワーカーの安全やその理解、さらには潜在的な暴力に大きく影響する。

Sg 2 を見ると、搾取的ネットワークの中にあるナイジェリア女性は、NGO の支援にたどり着くまで自分の権利について知らされず、今でも警察とは距離をおいている。対照的に 1 の女性については、NGO が警察と連携して支援している。この NGO は、ワーカーが自分の権利を表明できるよう力づけ、暴力や虐待が起きた際に公的手続きに同行する支援の接点である。Sg 1 と 2 以外にも、多くのソシオグラムが警察との関係の両義性を示している。つまり、警察は客引きと在留資格を管理する抑圧の制度であると同時に、保護制度でもある。警察がワーカーを保護するために働けば、ワーカーは警察を安全確保の重要な拠り所と考え積極的な関係を形成するだろう。

4.2.2 日 本

聞き取りが記録できた 8 人は、全員警察との関係について否定的であった。彼女たちは入管法をよく知っており、定住資格をもっている人もふくめ、売春行為で捕まり強制送還される不安をつねに感じているため、警察との接触をできるだけ避けるのが最善の選択肢と考えていた。もっとも、Sg 3 と 4 にみられる彼女たちと「ヤクザ」と警察との三角関係を詳しくみれば、警察との関係にはやはり両義的なところがある。

日本も締結している国際組織犯罪禁止条約とこれを補完するパレルモ議定書は、暴力団の活動と国境を越える人身取引の密接な関係を前提にしているが、聞き取り相手が人身取引や移住とヤクザを関連付けて話すことはなかった。彼女たちにとって、ヤクザは街頭で新参のワーカーをチェックし、しばしば嫌がらせをする存在、「用心棒代」を求めてくる存在である。対して警察は、ヤクザを追っており、彼女たちに暴力団と麻薬売人に気をつけろと注意するくらいで、不法在留や売春を摘発することは実際にはほとんどない。

Sg 3 の中華系女性は、かつて客引きで覆面警官に逮捕されたことがあり、同じ

目に遭わないよう用心している。同時に、近年、警察は売春ではなく麻薬売買を厳しく取り締まっていると確信しており、ヤクザが用心棒代を徴収しにくくなったのは、この取り締まりのおかげと言う。3とは対照的なネットワークをもつSg 4のトランス女性も、警察とヤクザの関係に対する見方は似ている。嫌がらせをするヤクザを追い払ってくれるのは警察のパトロールで、警察とヤクザの関係が移住ワーカーと警察の関係の悪さを緩和している。また、警察が管内のSWに目をつぶり、ワーカーを保護もしないが逮捕もせず、しかしその存在を顕示していることが、客や仲介者、斡旋人の暴力から彼女たちを守るために功を奏していると考えられる。

4.3 第三者（斡旋人、仲介者、管理者、人身取引業者、「友人」、家族）との関係

4.3.1 フランス

第三者との関係は、とくに国籍とエスニシティによって大きく異なっている。ナイジェリア出身の女性は人身取引の被害者であることが頻繁で、移住開始時の人間関係が、現役か元ワーカーである女性斡旋人との関係に限定されることが多い。女性たちは移住を強いられたわけではないが、移住先の国に着くと騙され、搾取される。Sg 2では、ナイジェリア国内に募集担当者がおり、目的地に着くまでの複数の国にそれぞれ仲介者がいることがわかる。移住女性を次の過程に進ませるために必要な費用を、仲介者が募集担当者に請求することもある。最終過程では、受け入れ国に「ママ」とよばれるボスが出て、新参者の管理を他の移住ワーカーにさせる。当事者を外の社会から切り離すこのネットワークは、移住者を集団内で競争させ、さらには呪術による宣誓などさせて彼女たちの力を奪い、逃れることを難しくしている。

本稿ではソシオグラムを示していない南米出身の男女の場合、状況はより広範でより複雑である。出身国における人身取引は稀で、仲間や友人、家族のネットワークを使って移住し、多額の借金は必要ない。借金がかさみ、搾取的な労働条件を突きつけられるのはフランスなど欧州諸国に渡ってからである。しかし、かれらは相対的に多くの社会資源につながっており、労働条件や働く場所、ボスを選ぶことができる。

中国出身者の場合は、労働条件が多様かつ自分で選べるという点でほかと大きく異なっている。街頭またはインターネット上で一人で仕事をしている人もいれば、場所と客を予約する仲介者を雇っている人、数は多くないが、ボスが出てアパートで仕事をする人もいる。中国出身者は騙されたり搾取されたりすることが少なく、仲介者は多くの場合遠方においてほとんど面識がない。Sg 1の女性は個人事業者である。仕事を紹介してもらうために払わねばならなかったのは200ユーロ（約3万円）であったが、同じ紹介者がコンドームの入手先や客の選び方など仕事の段取りをきちんと説明しなかった、という同僚の批判を受け、結局彼女は1ユーロも払わなかった。総じて中国出身者は仲介者との関係に関して実利的であり搾取は少ない。

斡旋人との関係も、支えになったと語る者はなく、実利的な選択であることが示唆されている。

4.3.2 日本

性取引における斡旋人、仲介者、管理者、人身取引業者についてあからさまに語る人はいなかった。とはいえ、第三者による人身取引や搾取、管理もありえたと推測される。それは、「友人」が仕事や移住先を紹介してくれた、「ボーイフレンド」を経済面で援助する、「友人」や「ボーイフレンド」から「金を借りた」などという語りがあるからだ。しかし、そう語った人たちも、相手から暴力や強制、搾取などは受けていないと言った。

ただし、Sg 3の女性は、元は技能実習制度による人身取引の被害者だったといえる。この経験はワーカーになる以前のことで、彼女は多くを語らず、そのときの関係を今では重要と考えていない。とはいえ、日本で働くために送り出し機関に「60万円も」払った経験と背景については苦々しく言及している。

こうした過去の経験は別として、聞き取りを記録できた8人に限れば在留資格は比較的安定していた。関連して、主要な関係のある第三者として語られたのは、家族や友人／同僚であった。

Sg 3は、異なる行為者がしばしば異なる4象限で質の違う関係をもっていることを示している。これは、ネットワークが性取引関係にとどまらず、当事者が比較的豊かな社会資源を手にしうることを意味する。Sg 3の女性は、その後日本人と結婚して定住資格を取得した後離婚した。聞き取り当時15歳の娘を中心に、元夫家族と現在もつきあいがある。この間にSW以外にもさまざまなパート職を経験し、公的医療保険にも加入し、健康診断を受け、それなりの経済力を得、社会と折り合っていく関係と知識を備えてきた。対してSg 4の関係はほぼSW関連のみである。理由の一つは在日期間が短く他の関係がまだ少ないことだが、それだけではない。彼女は斡旋人、仲介者、管理者、人身取引業者、それに「友人」にも頼らず日本に来てSWを始めた。また、出身国での生活について話しながらなかった。語ったのは、「モンゴルのトランスジェンダー差別はけっこうきつい。私は声も高くバレないので大丈夫だけど、トランスだとバレると男の人から殴られることがある。知り合いのトランス女性は殴られていた」という困難である。アイデンティティを隠す必要からくる孤立と周囲に対する不信が感じられ、自分もいつバレるかもしれないという恐怖が、単独の移住を伴うSWを後押ししたことが伺われる。

4.4 エスニックコミュニティ・セックスワークコミュニティとの関係

4.4.1 フランス

人身取引の被害者女性にとって、エスニックコミュニティはプラスの社会資源にはならない。支えてもらえることはまずないし、信頼できる場でもない。多くの場合、移住前に騙された女性は出身国ですでに半ば周縁化または搾取されているか、家族に支えてもらえず孤立が深まっている（Taliani 2012）。コミュニティ内で多額

の借金をしている場合、その関係は冷やかな関係で、対立の原因ともなる。SWを恥と思う家族などを避けたい場合は、エスニックコミュニティから距離をおく。他方、エスニックコミュニティ内のワーカー間の関係は支え合うものになる傾向がある。最も親しい友人や支援者は多くの場合「仲間」、つまり、移住を伴うSWをするという同じ経験のある同性である。こうした連帯は、当事者団体の形成につながりうる。すでに触れた中国出身のワーカーによる *Roses d'Acier* が好例である (*Roses d'Acier* 2016)。

Sg 2 のナイジェリア女性は、図中のいずれの関係も否定的・悲観的にとらえていた。また、性取引の外のつながりが少ない。上述の通り、エスニックコミュニティでワーカーへの支援を見出すことは難しい。対照的に、Sg 1 を代表とする中国出身女性のソシオグラムにおいては、SW 関連のつながりが部分的であり、搾取的あるいは何らかの負担だという評価がほとんどない。1 の女性は、家族とのつながり (SW と無関係)、仲間や市民団体とのつながり (SW に関係)、友人とのつながり (SW に関係するものとししないもの) など、Sg 3 の女性と同様、ネットワーク内に複数の回路を形成している。

4.4.2 日 本

ストリートワーカーは時と場所によって人数が変わり、複数の集団が合わさることもあれば姿を見せないこともあるが、集団として観察されたのは大まかに次の四つである。1) 「アジア系」(タイ、モンゴル、香港、マレーシアほかアジア圏出身者)、2) 「白人系」(オーストラリア、東欧出身者)、3) 「南米系」(ブラジル、ペルー、キューバ人ほかスペイン語話者)、4) 「中華系」(シンガポール、中国、中国系タイ人など中国語話者) である。これらは、各成員の出身国や国籍を超えた集団であり、フランスの場合より広義のエスニックコミュニティである。ほぼ言語別の集団だが、中には日、英、タイ、中国、スペイン語などの複数言語話者もいる。これは、日本の都市における街頭 SW という状況に特殊な「複合エスニックコミュニティ」とよべるだろう。これらは、警察の取り締まりや客による暴力や窃盗、詐欺、嫌がらせから個々のワーカーを守る役割を果たし、トラブルの相談先にもなっている。交代で、あるいは2人1組で客引きをするので競争もあるが、稼ぐために協力し合っている。たとえば、グループのリーダー格がラブホテルと交渉して一つの部屋を長時間確保し、メンバー全員が用を足したり荷物を置いたり雨風を凌いだりに使えるようにする。個々に客が付いたときにも探し回ることなくその部屋が使える。全体に安心して稼ぐことができる。そうしたコミュニティには、非物質的支援(連帯と友情)で結ばれた関係もある。

Sg 3 と 4 にはそうした関係が示唆されている。3 では、コミュニティがワーカーを客との負の関係から守り、4 では、コミュニティが客引きの関係につながっている。

4.5 在留資格

4.5.1 フランス

在留資格の重要性は、ソシオグラムから直接は見えてこない。しかし、いくつかの要素はかいま見え、定住資格が得られるかどうかの仕事の条件、搾取、健康に影響することがわかる。本稿では例示していないが、ルーマニア出身女性のソシオグラムを見ると、彼女たちは欧州の国々を移動しつつ、出身国内にも家族、友人、医師などとの支援ネットワークをつくっている。ルーマニア出身者はEU 市民であり、警察の取り締まり対象になりやすく、借金がなく少なく、希望すれば別の職を探せるからである。ハラスメントや暴力を受けた場合や健康上の問題が生じた場合も、容易に一時帰国できる。また、フランスでは、多くのトランスジェンダー移民が健康状態を理由に医療ビザを取得している⁷⁾。ソシオグラムも病院や医師などの保健機関との関係が重要であることを示す。この共通の経験によって、とくに南米系のトランスワーカーは連帯を強めている。しかし、医療ビザで定住はできず、脆弱な状況から完全に脱することはできない。

中国およびアフリカ諸国出身者の場合は、何年も非正規で滞在しており、家事労働など非正規でなければ仕事はほとんどなく、それらはたいへん非常に搾取的である。ただし、複数の中国出身者が、SW は家事労働ほど搾取的ではないと語っている。また、Sg 1 のように、当事者 NGO *Roses d'Acier* をはじめとする SW 外 のつながりをもつことで困難を軽減している。対照的に、ナイジェリア出身の女性の場合、非正規滞在者であることが搾取から逃れる大きな障害になっている。Sg 2 が示すように、彼女たちは姿を隠し、警察を避け、市民団体にも近づかない。彼女たちは、非正規滞在者であるがゆえにそのネットワーク外ではさらに弱い立場になると感じ、搾取する側は強制送還をちらつかせて彼女たちの不安を煽る。

4.5.2 日 本

Sg 3 にみられるように、配偶者や定住者の在留資格を有するワーカーは日本で家族関係を形成し、公的医療保険制度に加入し、SW 以外の仕事を得る機会が拡大する。風営法が規制する合法店舗に勤めることもできるようになる。しかし、日本人男性と結婚後も Sg 3 の女性のように街頭 SW を選ぶ人もいる。より多くより柔軟に稼ぐためである。その背景には、家族を支えるという理由もあるが、彼女たちが「なんとかなる」と表現する感覚が顕著なこともある。売防法違反に問われる可能性があっても、結婚がもたらした社会資源と SW 仲間との支援関係が安全網になり、安心感をもたらしているようだ。

もう一つの重要な在留資格は留学である。留学生在が性風俗産業で働くことは入管法で禁止されているが、留学資格は他の理由で法的に有利と思われる。まず、一般的に、一度に1年、2年など比較的長い滞在期間が得られ、制限を守ればアルバイトもできる。さらに、留学を続けて滞在を延ばしたり、就労資格に切り替えたりすることも比較的容易である。Sg 4 のトランス女性は留學生だが、先に強調した通りネットワークが希薄だ。3 の非トランスジェンダー女性と違って、結婚による定

住や正規労働市場への参入の機会がないことが懸念される。とはいえ、元留学生だった他の聞き取り相手の例からしても、4の女性は今後、在留期間が延び、関係と経験が広がる余地があると考えられる。将来SWの外に広がる複数回路のネットワークを形成し、豊かな社会資源を手に入れることが可能になるのなら、留学の在留資格は配偶者や定住者資格に次いで安全・安心につながりやすいといえる。また、注目すべきことに、4の女性は留学生資格を取得できたからこそ搾取的な仲介者に頼らず来日できたのである。

5 結論——移住性取引の安全を確保する

移住性取引の中にある当事者が、人身取引を避けセックスワークを安全に行うための条件を探究する本稿は、参与観察と聞き取りに基づいて当事者の人間関係のソシオグラムを描き、解釈してきた。そこから、当事者が安全を確保するための社会資源と、それを手に入れる手立てや回路を見出そうとしてきた。結果として、フランスと日本の限られた事例からでも、少なくとも次の点が明らかになった。①受け入れ国によって当事者の状況は著しく異なること、②一受け入れ国内でも、とくに出身国とエスニシティと在留資格によって当事者の状況が著しく異なること、③ネットワークが複数回路をもっているか否かが当事者の脆弱性を分けること、④パレルモ議定書が定義する人身取引の手段（詐欺、強制、暴力、脆弱性に乗ずるなど）と目的（搾取）を明確に示す例は少数であること、である。

これら4点をより詳しく説明する鍵が、ソシオグラム解釈によって得られた当事者のネットワークを規定する5項目であった。以下、ふたたびこの5項目の要点をまとめ、移住性取引をする人を社会経済的に弱い立場に追いやったり、そうした脆弱性から回復させたりする条件を特定する。

1) NGO/NPOなど市民団体は、移住ワーカーや人身取引被害者がネットワークを広げるのに好ましいアクセスポイントであり、これらとの関係は、性取引や移住者のコミュニティを超えてより多くの支援を求める回路となる。市民団体が当事者コミュニティを重視し、危害軽減アプローチを採っている場合はとくにそういえる。現状ではこれがない日本で当事者が性取引の外の資源に届くためには、幸運か自助努力しかない。対してフランスでは、ネットワークの回路を増やす機会が社会的に用意されている。

2) 第三者との関係は両義的である。最悪の場合は移住ワーカーの身体的・精神的な安全と安心を害し、最善の場合はこれらを促しより安全な移住を支援した。たとえば「友人」が移住や性取引を仲介することは多々あるが、そうした「友人」が出身国にいる場合、その関係はそれほど重要ではない。一方、友人が受け入れ国にいる場合、本調査ではエスニシティを同じくするワーカー間でみられたが、その関係はより重要で、物質的・精神的な支援を伴う。

家族も重要である。移住や性取引への関与は出身国にいる家族が原因かもしれな

い、仕送りをするのは珍しくない。しかし、フランスでも日本でも、婚姻によるいわゆる義理の家族をふくめ、家族が暴力的・搾取的であると言う人はいなかった。むしろ彼女たちは、自分が物質的に家族を支えていることこそを精神的な支えとしていた。

3) エスニックコミュニティが全体としてコミュニティ内部のワーカーを差別しようと、ワーカー同士は多くの場合互いに支え合っている。もっとも、支援と搾取の境界線がはっきりしないこともある。フランスにおけるナイジェリア出身女性のネットワークは、当事者にとって必要なエスニックSWネットワークが強制的・搾取的になる端的な例である。結びつきの強い閉じた紐帯は、当事者がより良いネットワークにつながろうとする際の障壁になる。翻って、このような場合にコミュニティアプローチによる危害軽減を採用し、信頼関係を構築すれば、当事者を開かれたネットワークと多様な社会資源につなぐことができると思われる。

4) 警察との関係も両義的である。移住ワーカーは否定的にみることが多いが、警察は支援者になりうる。警察がワーカーに対して懲罰的な人身取引・売春対策を止め、ここでも、危害軽減とコミュニティアプローチを組み合わせた倫理的アプローチを顕著にすれば、詐欺や暴力や強制や搾取からワーカーを守ることができる。

5) 複数の回路をもつネットワークは多様な社会資源を内包し、安全性・安心感を高めるが、在留資格は当事者の法的立場はもちろん、独立性とネットワークの回路の多寡に影響する。長期的かつ安定的な在留資格があれば回路は増える。しかし、定住者資格が得られ、性取引の関係を越えてネットワークが多様になるかどうかは、受け入れ国側の社会資源（労働市場や婚姻家族、保健・福祉サービスなど）とつながるかにかかっている。とくにトランスジェンダー当事者のように複合的差別を受ける立場にあれば、機会はより限られる。このことがより閉鎖的な強い紐帯を形成させる循環があるため、そこにこそネットワークを性取引の外につなげる働きかけが必要である。

以上から、人身取引対策をふくむ移住と売春に対する国の規制は、移住ワーカーの安全を保障していないことが明らかになる。まず、パレルモ議定書による人身取引被害者の定義——つまり、人身取引対策によって救済されうる被害者——は、本研究の対象者の少数にしかあてはまらなかった。とはいえ、筆者らが聞き取りや会話をした人たちはみな、それぞれ上記5項目の作用に応じて多かれ少なかれ脆弱な立場におかれ、分断されている。そして、過酷な詐欺や強制や搾取は、厳しい規制を盾に脅したり複雑な規制にうまく対処したりできる者が、犯罪者扱いされ移住性取引の外の社会との接触が難しい者の脆弱性を利用することによって起きている。ここにこそ議定書が定義する人身取引が成立しているのである。ならば、移住性取引における詐欺、強制、暴力、搾取を防ぐのは、厳しい人身取引・売春規制ではなく、フランスのNGO活動にみたような、危害軽減の原則に則って当事者コミュニティを尊重する倫理的働きかけなのではないだろうか。

[注]

- 1) 「性取引」とは、経済・労働市場を介するか否かにかかわらず、性的サービスや表象と何らかの対価とを交換することである。「セックスワーク (SW)」とは、性的サービスを提供することによって対価を得る仕事である。本稿は、「人身取引」の定義を国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 2000 (パレルモ議定書) と共有する。つまり「人身取引」とは、搾取の「目的」と、強制、詐欺、脆弱な立場に乗ずるなどの「手段」をもって人の勧誘や移動、受け入れなどを行う「行為」である。
- 2) 本稿は、科学研究費助成事業・国際共同研究加速基金 (18KK0056)、科学研究費助成事業・基盤研究 B (19H04386)、および厚生労働科学研究費補助金・エイズ対策政策研究事業 (20HB0401) による研究成果の一部である。
- 3) Law n° 2016-444 “visant à renforcer la lutte contre le système prostitutionnel et à accompagner les personnes prostituées”
- 4) ヘルスメディエーターとは、担当コミュニティに関する豊富な知識によっていわゆる文化通訳をすることができるスタッフであり、ピアワーカーとは、コミュニティに属する当事者スタッフである。
- 5) 専門家やサービス提供者が自分の拠点で対象者を待つのではなく、対象者の居る場所に出向いて働きかけること。臨床的社会福祉や精神保健の分野で発達した。
- 6) 危害軽減 (harm reduction) は、人間のさまざまな行為に伴う悪影響の低減を目的とした一連の実践である。元は薬物使用者に関する公衆衛生の分野で策定されたが、SW 研究・政策に応用され、暴力や差別、搾取、感染症などの深刻な危害の軽減をめざすものとなっている。危害軽減の成果が高いのはピアエデュケーション、コンドーム使用交渉スキルのトレーニングなどであり、コミュニティベースの介入が不可欠といえる (Showden and Majic eds. 2014; Mellor and Benoit 2023)。
- 7) フランスの移民法には、「医療上の理由による在留許可」というカテゴリーがある。これは診断書の提出を条件とし、その人の病 (たとえば HIV、肝炎、結核、糖尿病) の出身国での治療可能性を判断して認められる。

[文献]

- 青山薫, 2007, 『「セックスワーカー」とは誰か——移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。
- Aoyama, Kaoru, 2009, *Thai Migrant Sex Workers from Modernisation to Globalisation*, Basingstoke and New York: Palgrave/Macmillan.
- , 2010, “Changing Japanese Immigration Policy and Its Effects on Marginalized Communities: a Sociological Perspective,” *Journal of Intimate and Public Spheres*, 0: 115-25.
- , 2015, “The Sex Industry in Japan: the Danger of Invisibility,” Mark McLelland and Vella Mackie eds., *The Routledge Handbook of Sexuality Studies in East Asia*, Oxon and New York: Routledge, 281-93.
- 青山薫, 2018, 『「不法滞在」をする側の論理——とくに性風俗産業で働く人々について』安里和晃編『国際移動と親密圏——ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, 79-99.
- Cases, Rizza K. C., 2019, “Integrating Network Mapping and Visualization within Migrants’ Narratives,” *Briefs on Methodological, Ethical and Epistemological Issues*, 8: 1-8, (Retrieved September 19, 2020, <https://migrationresearch.com/storage/app/uploads/public/5d9/b59/88>

7/5d9b5988725b8669245965.pdf).

- Doezema, Jo, 2010, *Sex Slaves and Discourse Masters: the Construction of Trafficking*, London: ZedBooks.
- 外国人技能実習生問題弁護士連絡会編, 2018, 『外国人技能実習生法的支援マニュアル——今後の外国人労働者受入れ制度と人権侵害の回復』明石書店。
- Gaudy, Néo and Hélène Le Bail, 2020, “Synthèse comparative des rapports d’évaluation de la loi française sur la prostitution de 2016,” hal-03872047, (Retrieved November 23, 2023, <https://sciencespo.hal.science/hal-03872047>).
- Kempadoo, Kamala, Jyoti Sanghera and Bandana Pattanaik, eds., 2005, *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work, and Human Rights*, Boulder Colo.: Paradigm Publishers.
- ルバイ, エレン, 2015, 『「公衆衛生へのアクセス」から「政治参加」へ——パリにおける中国人セックスワーカー支援の変容』中野裕二/森千香子/エレン・ルバイ/浪岡新太郎/園山大祐編著『排外主義を問いなおす——フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房, 211-27.
- Le Bail, Hélène, Calogero Giametta and Noémie Rassouw 2018, *What Do Sex Workers Think about the French Prostitution Act?*, Paris: Médecins du Monde.
- Le Bail, Hélène and Marylène Lieber, 2021, “Sweeping the Streets, Cleaning Morals: Chinese Sex Workers Claiming Their Belonging to the Cosmopolitan City,” Catherine Lejeune, Delphine Pagès-El Karoui, Camille Schmoll and Hélène Thiollet eds., *Migration, Urbanity and Cosmopolitanism in a Globalized World*, Cham: Springer, 127-38.
- Mai, Nicola, 2012, “Embodied Cosmopolitanisms: the Subjective Mobility of Migrants Working in the Global Sex Industry,” *Gender, Place & Culture: a Journal of Feminist Geography*, 20(1): 107-24.
- Mellor, Andrea and Cecilia Benoit, 2023, “Understanding the Diversity of People in Sex Work: Views from Leaders in Sex Worker Organizations,” *Social Sciences*, 12(3), 191 (Retrieved March 24, 2023, <https://doi.org/10.3390/socsci12030191>).
- Roses d’Acier, 2016, “What Gives Them the Right to Judge Us?” *Open Democracy*, March, (Retrieved June 29, 2023, <https://www.opendemocracy.net/en/beyond-trafficking-and-slavery/what-gives-them-right-to-judge-us/>).
- Ryan, Louise, Jon Mulholland and Agnes Agoston, 2014, “Talking Ties: Reflecting on Network Visualisation and Qualitative Interviewing,” *Sociological Research Online*, 19(2): 1-12, (Retrieved September 25, 2020, <https://doi.org/10.5153/sro.3404>).
- Showden, C.R. and S. Majic eds., 2014, *Negotiating Sex Work: Unintended Consequences of Policy and Activism*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Taliani, Simona, 2012, “Coercion, Fetishes and Suffering in the Daily Lives of Young Nigerian Women in Italy,” *Africa*, 82(4), 579-608, (Retrieved June 7, 2023, <https://doi.org/10.1017/S001972012000514>).
- Tubaro, Paola, Louise Ryan and Alessio D’angelo, 2016, “The Visual Sociogram in Qualitative and Mixed-Methods Research,” *Sociological Research Online*, 21(2): 180-97, (Retrieved September 25, 2020, <https://doi.org/10.5153/sro.3864>).

**Conditions for Safer Migrant Sex Work:
Interview and Network Interpretation**

AOYAMA, Kaoru

Kobe University

kaoru@tiger.kobe-u.ac.jp

Hélène LE BAIL

Institut d'études politiques de Paris

helene.lebail@sciencespo.fr

This study considers both migrant sex work and trafficking in persons into the sex industry, proposing to go beyond a dichotomous approach and to understand them as one continuum. It enquires which conditions and resources would avoid trafficking and make migrant sex work safer. To do this, we explored relational networks of migrants in the sex trade, in which social resources are said to be embedded. We conducted participatory observations and interviews in France and Japan, created sociograms and interpreted them.

The interpretations revealed the following striking points: 1) conditions of the migrants are significantly impacted by the legal and social settings in the receiving country; 2) in one receiving country, nationality, ethnicity, and residential status in particular impact differently on each of the migrants' conditions; 3) whether they have multiple or scarce nexuses within their networks has a strong impact on their vulnerability; 4) only small numbers of cases clearly indicated the means and purposes of trafficking defined by the Anti-trafficking Protocol.

The study concludes with answers regarding conditions and social resources to make migrant sex trade safer. Furthermore, it highlights that the state sanctions on migration and prostitution including anti-trafficking measures have not offered any effective protection for migrants in the sex trade and the study gives recommendations to change this.

Key words: migrant sex work, human trafficking, social network